

農業者の皆様へ

農地の貸し借りは、令和7年4月から原則として
農地バンク（※1） による貸借に変わりました！

契約満期の4カ月前には変更手続きが必要です。まずは農業委員会へご相談ください。

〔 旧 制 度 〕

- ・ **農地バンク** による農地の貸借



- ・ 市町村が実施する利用権設定等促進事業による農地の貸借

- ・ 農地法に基づいて農業委員会の許可を受けた農地の貸借



令和7年4月以降

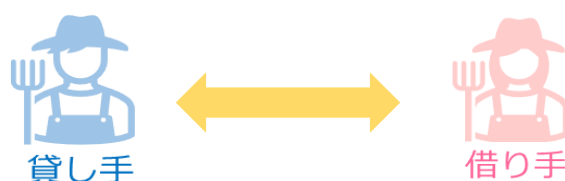
- ・ **目標地図（※2）の実現**に向けた
農地バンク による農地の貸借



【注】 地域計画の区域外の農地について、農地バンクは、農業委員会の要請等を受けて貸借ができます。

一本化

- ・ 農地法に基づいて農業委員会の許可を受けた農地の貸借



- ※1 農地バンク：農地中間管理機構のこと。農地中間管理事業による農地の貸借を実施。
神奈川県では**公益社団法人神奈川県農業会議**が知事の指定を受けている。
- ※2 目標地図：市町村の作成する地域計画の中で、農地一筆ごとに、誰が耕作するのかを示した地図。
随時更新が可能。